

## 保育所・学校等における受動喫煙対策実態調査結果(概要)

### ○ 調査概要

- ・調査時期 令和6年6月下旬～7月中旬  
※インターネット調査(協力依頼文書を郵送しWEBフォームにて回答)
- ・調査対象 都内に所在する以下の施設9,533施設。このうち、東京都受動喫煙防止条例に基づき、特定屋外喫煙場所を設けない努力義務が適用される施設のみ集計対象とした。  
(集計対象回答数5,325施設)
  - ・認可保育所、認証保育所、認可外保育施設、地域型保育事業、認定こども園
  - ・幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、専修学校及び各種学校

調査項目	調査結果
1 屋内の喫煙室等の有無(Q8)	ない 99.9% ある 0.1%
2 屋外の喫煙場所の有無(Q9)	ない 99.2% ある 0.8%
3 屋内外問わず喫煙場所の有無(参考)	ない 99.2% ある 0.8%
4 室内における受動喫煙の健康影響認知度(Q5)	認知率 99.6% (知っている)
5 健康増進法の認知度(Q6)	認知率 95.6% (内容までよく理解している/だいたい理解している/名前だけは知っている)
6 東京都受動喫煙防止条例の認知度(Q7)	認知率 92.1% (内容までよく理解している/だいたい理解している/名前だけは知っている)
7 第一種施設における屋内完全禁煙(*)の認知度(Q11)	知っている 92.0% 知らなかった 8.0%
8 保育所・学校等における特定屋外喫煙場所設置不可(努力義務)の認知度(Q12)	知っている 87.8% 知らなかった 12.2%
9 加熱式たばこも規制対象であることの認知度(Q15)	知っている 82.0% 知らなかった 18.0%
10 喫煙場所を設置していない理由(複数回答)(Q16-1)	施設利用者・保護者の受動喫煙による健康影響を防ぐため 72.2% 健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙対策が必要になったため 54.6% 従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため 38.6% 施設利用者・保護者からの要望があったため 4.3% 従業員からの要望があったため 2.3% 近隣住民からの要望があったため 1.8% その他(喫煙者がいないから、必要がないから、子供のための施設だから、ないことが当たり前、元々設置していない等) 20.5%
11 受動喫煙防止にかかる制度内容についての情報を把握する方法(上位7つ・複数回答)(Q21)	東京都作成の施設管理者向けハンドブック、チラシ、リーフレット、ポスター 37.4% 東京都の広報誌、情報番組 36.9% 区市町村・保健所などが作成するチラシ、リーフレット、ポスター 32.3% 区市町村・保健所などの広報誌 31.0% テレビ・ラジオ(東京都の情報番組を除く) 25.7% 一般の新聞・雑誌 22.6% インターネット(国・東京都・区市町村・保健所のホームページを除く) 20.2%

\*健康増進法上第一種施設においては屋内に喫煙場所を設置できないことを、本調査において「完全禁煙」と表現。  
※パーセンテージ表記は、小数点以下第2位を端数処理(四捨五入)しているため、各項目の合計が100%とならない場合がある。

## 令和5年度 受動喫煙に関する都民の意識調査(概要)

## ○ 調査概要

- ・調査時期 11月上旬(インターネット調査)
- ・調査数 3,000名(都内在住の20～79歳)

調査項目	調査結果
1 喫煙率	20.4%(毎日吸う、ときどき吸う) <参考> たばこ(加熱式たばこを除く)の喫煙 16.4% 加熱式たばこの喫煙 11.7%
2 受動喫煙の経験	49.5%(1年の間の受動喫煙の経験、屋外を含む。) <参考:屋内での受動喫煙の経験(調査数を母数とした集計、複数回答)> 飲食店 24.2% 職場 5.2%
3 都受動喫煙防止条例、改正健康増進法の認知	認知率 72.8% (内容までよく理解している/だいたい理解している/名前だけは知っている)
4 行政機関や病院などでの屋内禁煙	知っている 82.5% 知らない 17.5% ※喫煙者に限ると、「知っている」と答えた人は86.8%
5 保育所・幼稚園・学校などの敷地内完全禁煙	知っている 71.8% 知らない 28.2% ※喫煙者に限ると、「知っている」と答えた人は82.5%
6 飲食店の店頭表示を見た経験	見たことがある 68.7% 見たことがない 31.3% ※喫煙者に限ると、「見たことがある」と答えた人は84.3%
7 飲食店は、原則屋内禁煙となったこと	知っている 73.9% 知らない 26.1% ※喫煙者に限ると、「知っている」と答えた人は87.7%
8 東京都の受動喫煙防止条例の取組についての評価	良い取組・やや良い取組だと思う 90.5% ※喫煙者に限ると、「良い・やや良い」と評価している割合は76.5%

※パーセンテージ表記は、小数点以下第2位を端数処理(四捨五入)しているため、各項目の合計が100%とならない場合がある。  
 ※2の<参考>について、令和4年度調査までは受動喫煙を「経験した」人を母数として経験場所の上位5か所を掲載していたが、令和5年度からは、調査数を母数として飲食店と職場での経験の割合を掲載。

## 令和5年度 飲食店における受動喫煙防止対策実態調査(概要)

## ○ 調査概要

- ・調査時期 令和5年10月下旬～令和5年12月上旬(郵送調査・郵送回答)
- ・調査数 都内飲食店から無作為抽出した10,000店(有効回答数 3,065店)

調査項目	調査結果
1 改正健康増進法の認知度	認知率 93.1% (内容までよく理解している/だいたい理解している/名前だけは知っている)
2 東京都受動喫煙防止条例の認知度	認知率 92.9% (内容までよく理解している/だいたい理解している/名前だけは知っている)
3 原則屋内禁煙となったこと	知っている 83.1% 知らなかった 13.8%
4 施設管理者に受動喫煙防止をするための責務が発生したこと	知っている 75.7% 知らなかった 21.0%
5 制度に違反した場合に指導や過料の対象となったこと	知っている 62.4% 知らなかった 34.0%
6 店内の喫煙状況について、店頭表示義務の実施状況	表示している 64.3% まだ表示していない 22.6%
7 全面施行後(令和2年4月以降)の、受動喫煙防止対策	屋内外とも全面禁煙 53.5% 屋内全面禁煙・屋外喫煙場所設置 21.9% } 計 76.7% 検討中につき一旦禁煙 1.3% 喫煙専用室設置 2.6% 指定たばこ専用喫煙室設置 1.0% 喫煙可能室(一部)0.9% (全部)4.6% 喫煙目的室(一部)0.5% (全部)2.5% 検討中 6.7%
8 上記7の取組を決める際に参考としたもの(上位7つ・複数回答)	特にない 25.1% 都が発行しているハンドブック、ホームページ等 21.2% 区市町村窓口、保健所等への問合せ、広報 16.8% 同業者や近隣店舗からの情報(口コミ) 14.4% テレビ・ラジオ 11.5% 一般の新聞・雑誌 8.7% 加盟している団体(協会や組合など) ※講習会や機関誌を含む 8.5%
9 東京都への要望(上位7つ・複数回答)	特にない 27.1% 行政による公衆喫煙所の整備をもっと進めてほしい 22.6% 受動喫煙による健康影響についてもっと広く周知してほしい 20.4% 改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例について飲食店を含む事業者にもっと周知してほしい 19.4% 店内の喫煙状況を店頭に表示できる、より使いやすいステッカーなどの掲示物を作成し、配布してほしい 18.9% 国や都が規制する内容を都民や観光客等にもっと周知してほしい 17.2% 団体や飲食店の取組を、経済的・技術的に支援してほしい 15.6%

※パーセンテージ表記は、小数点以下第2位を端数処理(四捨五入)しているため、各項目の合計が100%とならない場合がある。